



平成 3 1 年 第 3 回 総 会

会 議 録

期 日 平成 3 1 年 3 月 2 8 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

第3回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成31年3月28日(木)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	14	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	15	農地法第3条許可申請について
4	16	農地法第5条許可申請について
5	17	農用地利用集積計画の調整について
6	18	職員の人事異動について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
3月28日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1 番	沖 園 強	農業委員
	2 番	原 田 克 子	農業委員
	3 番	俵積田 広 昭	農業委員
	4 番	眞 茅 文 男	農業委員
	5 番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6 番	水 野 正 子	農業委員
	7 番	楠 義 文	農業委員
	8 番	天 達 範 隆	農業委員
	9 番	中 原 敬 彦	農業委員
会長代理	1 0 番	畑 野 真 人	農業委員
	1 1 番	篠 原 正	農地利用最適化推進委員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	1 4 番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 下 山 健 一
主幹兼農地係長 永 江 靖 博
農地係参事補 前 原 光 博

午前9時30分 開会

議長 平成31年第3回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。4番眞茅文男委員、5番鮫島裕次委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第14号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては、議案書に記載のとおりです。

整理番号15号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号16号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号17号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号18号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号19号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、株式会社〇〇〇〇、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号20号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号21号は所有者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

全体の解約面積は、畑が14筆で14,427㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定に基づいて通知がありましたので、ご審議くださるようお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番15号から21号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請です。

整理番号2号。

整理番号2号の申請地は、板敷本町〇〇番，畑，389㎡外3筆，合計3,166㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職，43歳，東京都にお住まいです。譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，71歳，板敷本町にお住まいです。

譲渡事由は贈与，譲受人の受贈ということであります。譲渡人は譲受人の兄の長男にあたります。

整理番号2号については，調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号に該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号2号の申請地については，5から8ページに掲載してあります。

申請地は，板敷公民館から東側に〇〇m，南東に〇〇mの範囲に点在し，板敷集落内及び周辺部に位置します。

整理番号2号においては，いずれも，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で，起案の説明を終わります。

議長 次に，地区担当委員から，調査結果の報告並びに補足説明をお願いします。

天達委員をお願いします。

8番（天達委員） 整理番号2号について報告いたします。

3月11日に，譲受人であります〇〇〇〇さんの立会いのもと，4カ所の現地確認を行いました。

譲受人は，板敷集落に居住する，甘しょと実エンドウを中心に栽培する畑作農業者です。畑作農業者です。

申請地の位置関係については，事務局の説明のとおりです。

申請地156番は，板敷集落内にあり，東側は宅地，北側・西側は畑，南側は道路となっております。

次に，申請地768番は，板敷集落の外れに位置し，東側は雑種地，北側・西側は道路，南側は原野となっております。

申請地1010の3番は，板敷の畑かん地区内に位置しており，西側は道路，その他周囲は畑となっております。

申請地405番は仁田浦にあり，東側・西側は畑，南側は原野，北側は道路となっております。

申請地の現況は、すべて譲受人が三、四十年来耕作中の畑であり、権利取得後も実エンドウ及び甘しょ畑として利用する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号2号は、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で、所有権の移転に関する申請が4件です。整理番号5号。

整理番号5号の申請地は木場町〇〇番、畑、296㎡外2筆、合計853㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。譲渡人は〇〇〇〇さん、無職、外2名です。転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「太陽光発電設備を設置し、発電売電事業を行うため。」とのことです。

申請地は11、12ページに掲載してあります。岩崎町の山古園商店の西側約〇〇mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は太陽光発電施設で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積も853㎡で、太陽光パネル49.5kw、180枚を設置する計画で問題のないものと思われま。

造成は、南側を50cmの盛土、北側を50cmの切土を行い、東側境界には排水トラフ、西側農地境界にはブロックを施し、周囲には既存擁壁にブロックを積み増します。周囲には高さ1m程度のネットフェンスを設置します。

パネルの高さは約1.5m程度で、パネル間はそれぞれ2m程度の間隔で施工する計画です。なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号6号。

整理番号6号の申請地は妙見町〇〇番〇, 畑, 380㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 会社員です。譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は, 「現在, 借家住まいなので, 申請地を取得して居宅を建築したい。」とのことです。

申請地は14ページに掲載してあります。

妙見センター敷地より東側約〇〇mに位置します。

農地の区分は, 10ha以上の集団性があるため, 第1種農地と判断されますが, 申請地周辺には住宅が点在しており, 申請地の55m以内に既存住宅が3戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが, 適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており, 致し方のない申請ではないかと思われま。

転用目的は一般住宅で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は380㎡で問題のないものと思われま。

一般住宅への転用にあたり, 一筆の土地を2筆に分筆し, 現況のまま, 整地を行います。境界は周囲に擁壁及びブロック積みを施します。また, 隣接農地からは1m控えて平屋建てとします。

そのほか, 被害防除計画, 資金調達計画も適正であります。

続きまして, 整理番号7号。

整理番号7号の申請地は桜山東町〇〇番, 畑, 550㎡外1筆, 合計1,168㎡です。

譲受人は株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん, 太陽光発電売電事業です。譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は, 「日照条件が良好な申請地に太陽光発電設備を建設し, 発電売電事業を行うため。」とのことです。

申請地は, 16, 17ページに掲載してあります。

国道225号沿いの場水産倉庫から北側〇〇mに位置します。

農地の区分は孤立した農地であり, 農業公共投資の対象となっていない1.3haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し, 第2種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり, 代替地も検討しましたが, 適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は, 太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

面積も1,168㎡を太陽光パネル324枚, 49.5kwを設置する計画で問題のないものと思われま。

造成については現況のまま整地のみ行い, 境界にはフェンス及び高さ30cmの畦畔を設けます。

なお, 東側に130㎡ほど, 高さが2m程度低い部分がありますが, パネル設置はせず, 資材置場及び駐車スペースとして利用します。その東側に隣接する宅地境界にはブロック積みを行うとのことです。

パネル高は1.2mとするとのことです。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか、被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号8号。

整理番号8号の申請地は下松町〇〇番、畑、412㎡外1筆、合計2,560㎡です。

譲受人は株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、農産物の生産・加工・販売業です。譲渡人は〇〇〇〇さん、農業です。

転用目的は農業用倉庫兼選果場、農産物集荷場、トラック置場です。

申請事由は、「事業の拡大を図るため、申請地及び隣接する宅地を同時取得して、選果場及び集出荷場を新設するため。」とのことです。

申請地は19ページに掲載してあります。

申請地は県道打木谷白沢津線沿い、茅野町新緑園茶工場から北東約〇〇mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、農業用倉庫兼選果場を建築するため、不許可例外の農業施設等に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を農業用倉庫の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、農業用倉庫兼選果場、農産物集荷場、トラック置場の整備で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は、農業用倉庫兼選果場1棟の建築、集出荷物の置場、トラック3台及び従業員用普通自動車6台分の駐車場の設置です。

計画面積は2,560㎡で、問題のないものと思われます。

農業用倉庫兼選果場への転用にあたり、現況のまま整地しますが、北側境界には既存のブロックの積み増しや擁壁を施します。

建物は高さ5mの平屋であり、境界より1.0m程度控えて建築します。また、集出荷物置場、トラック置場及び駐車場への転用にあたり、現況のまま整地しますが、南側及び東側境界には既存の擁壁が施してあり、溜柵を設けるとのことです。

車の出入りは、同時取得する西側の宅地から行うとのことです。

雨水については南側、市道側溝へ放流します。

そのほか、被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号5号及び6号について、鮫島委員をお願いします

5番（鮫島委員） 3月15日に水野農業委員、有村推進委員、篠原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

まず、整理番号5号について報告いたします。

立会人は申請者の〇〇さんです。

5号の申請地は、事務局の説明にありましたとおり、木場町に位置する小集団の農地です。

転用目的は、太陽光発電施設です。

申請地北側は畑及び道、東側は畑、南側は畑及び原野、西側は畑です。

東側境界には排水トラフ、西側農地境界にはブロックを施し、周囲には擁壁にブロックの積み増しを行い、周辺土地へ土砂・雨水の流出を防止する計画です。

パネルの高さは約1.5m程度で、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

また、西側に残される農地については、通行できるよう承諾を得ているとのこと

です。そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われ

ます。続きまして、6号について報告いたします。

立会人は、申請者代理の〇〇〇〇です。

6号の申請地は、事務局の説明にありましたとおり妙見町に位置する集団的な農

地です。転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は市道、東側は畑、南側は転用された宅地、西側は分筆された農地

です。一般住宅への転用にあたり、1筆の土地を2筆に分筆し、現況のまま整地を行

います。境界は周囲に擁壁及びブロック積みを施し、周辺土地への土砂・雨水の流出

を防止します。雨水については北側、市道側溝へ放流します。生活排水についても合併浄化槽で

処理後、北側市道側溝へ排水します。そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われ

ます。以上です。

議長 次に、整理番号7号及び8号について、水野委員お願いします。

6番（水野委員） 整理番号7号について報告いたします。

立会人は会社関係者の〇〇さんです。

7号の申請地は、説明にありましたとおり、桜山東町に位置する小集団の農地で

あります。転用目的は太陽光発電施設です。

申請地北側は宅地、東側は宅地、西側及び南側は道です。

境界にはフェンス及び畦畔を設け、周辺農地への土砂・雨水の流出を防止します。

雨水については、西側側溝へ放流します。

なお、東側に高さが低い部分がありますが、パネル設置をせず資材置場及び駐車

スペースとして利用します。境界にはブロック積みを行うとのこと

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続いて、整理番号8号について報告いたします。

立会人は申請者の〇〇〇〇さんです。

8号の申請地は、説明にありましたとおり下松町に位置する集団的な農地です。

転用目的は農業用倉庫兼選果場、農産物集荷場、トラック置場です。

申請地北側は山林、東側及び南側は道、西側は一体利用の宅地です。

農業用倉庫兼選果場の建築にあたり、北側境界には既存のブロック積増しや擁壁を施し、周辺土地への土砂・雨水の流出を防止します。

建物は平屋であり、境界より1m程度控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、溜桝及び排水管により、南側道路側溝へ放流することです。

集出荷物置場、トラック置場及び駐車場への設置にあたり、現況のまま整地しますが、南側及び東側境界には既存の擁壁が施してあり、溜桝を設けて周辺土地への土砂・雨水の流出を防止します。

車の出入りは同時取得する西側の宅地から行うとのこと。

なお、北側境界の一部に里道があり、そのまま残すことから、造成にあたっては、所有者である市と協議するよう指導したところです。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

ございませんか。

事務局にお尋ねしますが、今の報告で市道との境界を協議するとあったんですけど、調査表の境界協議、「無」となっていますが、こういった理由というか、何か。

事務局 境界線等については、里道があるということでしたので、どれだけ控えるかというところの判断を所有者の市と話をしてくださいということでの説明だったと思います。そこに境界をきちんと確定するということまでの協議ではなかったですけども、打合せはしてくださいということで。そして里道ですね、集落道です。

議長 指導で済んだということですか。

事務局 はい、指導にとどめております。

議長 わかりました。

ほかにはございませんか。

ないようですので、これをもって質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号5号から8号までの4件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。
議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第17号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。
大字、字、地番、地目、面積等につきましては、議案書に記載のとおりです。
整理番号31号から48号まで利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外17名、利用権設定をする者、〇〇〇〇さん外33名で、設定面積は田が6筆で1,992㎡、畑が35筆で39,611㎡、樹園地が8筆で9,756㎡です。

次に、所有権移転です。

整理番号8号、譲渡人は東京都にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は中央町の有限会社〇〇〇〇で、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1筆で302㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号31号から48号まで、及び所有権移転の整理番号8号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第17号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号職員の人事異動についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 日程第6号議案第18号職員の人事異動について説明いたします。

議案書の23ページをごらんください。

去る3月22日に、市職員の平成31年4月1日付人事異動の内示がありました。

この内示において、事務局職員である農業振興係参事補の中原田たみ子さんが市長事務部局へ出向し、監査委員事務局参事補として配属されることになっています。

また、中原田さんの後任として、監査委員事務局より鮫島直子さんが農業振興係参事補として配置されることとなっております。

農業委員会事務局職員の任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び枕崎市農業委員会事務局設置規則第6条に、『職員は、農業委員会が任免する』と規定されておりますことから、今回の人事異動に当たって、農業委員会の議決を得ようとするものです。

以上でございます。

議長 お諮りいたします。

日程第6号職員の人事異動については提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事のすべての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前10時2分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 眞茅 文男

会議録署名委員 鮫島 裕次